

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

愛媛県喜多郡内子町知清四七六番地

株式会社NGSマーケティング

代表清算人 重岡 秀行

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

高知県南国市三島三〇八番地一

株式会社島村建築事務所

代表清算人 島 章夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福岡県糟屋郡須恵町大字植木一八四番地の二三

有限会社河津内装

清算人 河津 豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福岡県太宰府市水城一丁目一番一

株式会社栄進

代表清算人 濱田 博

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福岡県筑紫野市筑紫駅前通一丁目一番地(一〇〇一)

株式会社らくだトラベル

代表清算人 坂田 信行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

佐賀県三養基郡みやき町大字西島一四七四番地一

株式会社メディアBOZU

代表清算人 大石 秀一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

宮崎県都城市中原町二一街区一号

株式会社にしかわ

代表清算人 西河 秀藏

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により令和八年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福岡県福岡市御山町七番一九号

医療法人大桶歯科医院

清算人 大桶 志延

解散公告(第一回)

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県朝霞市西弁財二丁目六番三四号ヴィラクレールⅡ一階

医療法人高志会

清算人 廣瀬 久忠

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年十月九日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

神奈川県高座郡寒川町田端一八〇番地

寒川町田端西地区土地区画整理組合

代表清算人 大谷 光昭

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年九月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福井県敦賀市平和町七番三

医療法人松田マタニティクリニック

清算人 松田 公代

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十三日開催の理事会及び令和八年六月二十一日開催の評議員会の議決により令和八年九月三十日長野県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長野県上田市上丸子三〇三番地

学校法人丸子学園

清算人 田中 久子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

広島県安芸郡海田町南大正町三番二五号

医療法人社団真琴会

清算人 兼重 鉄也

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

広島市中区上八丁堀五番五一〇五

医療法人北原会

清算人 原田 能之

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長崎県佐世保市権常寺町一〇一番地三三

医療法人鶴清会シメズ小児歯科クリニック

清算人 清水 保

解散公告(第一回)

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧六四六番地

医療法人真心会

清算人 名城 眞治

清算人 名城 喜興子

清算人 原 俊雄

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十八日をもって診療所を廃止したことに伴い、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

横浜市中区戸塚区吉田町三〇〇番地七木村屋ビル一階

医療法人社団彩清会中島歯科医院

清算人 中島 彩登